

平成 31 年度監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画

第1 執行方針

1 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するとともに、内部統制体制の整備に伴い、より監査の実効性を高めるため、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

2 定期監査の重点項目

(1) 収入事務（特に、調定の時期及び金額）

(2) 支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）

※ 財政的援助団体等監査及び行政監査については、その都度決定する。

第2 実施計画

1 定期監査

定期監査は、「平成 31 年度定期監査の実施計画」（別紙 1）及び「平成 31 年度監査日程表」（別紙 2）によるものとする。

2 隨時監査

随時監査は、工事現場監査を実施するほか、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとする。

3 行政監査

行政監査は、定期監査として実施する財務監査において、総合的・一体的に実施する。

なお、監査委員が必要と認めるときは随時に実施するものとする。

4 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、「平成 31 年度財政的援助団体等監査実施計画」（別紙 3）及び「平成 31 年度監査日程表」（別紙 2）によるものとする。

5 指定金融機関等監査

指定金融機関等監査は、監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

6 現金出納検査

現金出納検査は、「平成 31 年度現金出納検査の執行方針・着眼点・実施計画」（別紙 4）によるものとする。

7 決算審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査は、6 月に実施要領を作成し 9 月に意見書を送付するものとする。

8 財政健全化判断比率等審査

財政健全化判断比率等審査は、6 月に実施要領を作成し 9 月に意見書を送付するものとする。

9 各部局業務概況説明

各部局業務概況説明は、各部局の監査の総括として 9 月に実施するものとする。